

東京都からの一時保護受託の実施について

1. 概要

令和6年10月の（仮称）品川区児童相談所開設に向け、一時保護所職員の人材育成を図り、開設当初から安定的な運営を行うことを目的に、開設準備期間中において、東京都が一時保護した児童を区が受託する。

2. 実施根拠

児童福祉法第33条

3. 受託期間

令和6年5月上旬～令和6年9月30日まで（予定）

4. 受託人数

原則として小学生以上の児童を同時に4名以内

5. 対象児童

原則として品川区の児童

6. 今後の予定

令和6年 4月	東京都と一時保護受託にかかる協定書を締結
令和6年 5月～9月	東京都からの一時保護受託の実施
令和6年10月	（仮称）品川区児童相談所開設